

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年7月8日提出
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S コア・コンサパティブ・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年5月10日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還などに伴い記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2019年5月11日から2019年11月13日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

2019年5月11日から2019年11月13日^(注)までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(注) 繰上償還することが決定した場合には、申込期間は2019年8月26日までとなり、更新は行われません。

繰上償還手続きについては、後記「第一部 証券情報 (12) その他 繰上償還手続きのお知らせ」をご覧ください。

(12)【その他】

<訂正前>

該当事項はありません。

<訂正後>

<繰上償還手続きのお知らせ>

当ファンドにおきましては、2009年2月27日の設定以来、主として世界各国の株式および債券などの異なる複数の資産クラスの投資信託証券に実質的に投資を行ってまいりましたが、2019年5月末日現在の純資産総額は約27億円であり、信託約款の繰上償還条項に定める30億円を下回る状況になっております。今後も純資産総額の減少傾向が継続した場合、信託約款に定められた運用の基本方針に沿った運用の継続が困難になることが予測されるため、繰上償還することが受益者のために最善であると判断し、下記日程にて当該繰上償還の手続きを実施しておりますのでお知らせいたします。

<日程>

- ① 受益者および受益権口数の確定 : 2019年7月10日
- ② 書面による議決権の行使受付最終日 : 2019年8月5日
- ③ 書面による決議の日 : 2019年8月6日
- ④ 繰上償還日 : 2019年8月28日

※書面による議決権行使の対象となる受益者は、2019年7月10日現在の受益者であり、上記②の日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、繰上償還に対して議決権を行使することができます。

※2019年7月10日現在の受益者には、2019年7月9日以降の買付申込者および2019年7月8日以前の換金申込者は含まれません。

※信託終了(繰上償還)日までの当ファンドの運用については、可能な限り運用の基本方針に沿って行う予定ですが、市場動向、資金の流入または流出状況等によっては、それができない場合があります。

※書面決議により繰上償還が可決された場合には、当ファンドは2019年8月28日付で償還されます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

無期限とします（2009年2月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<訂正後>

無期限とします（2009年2月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。^(注)

(注) 繰上償還することが決定した場合には、信託期間は、2019年8月28日までとなります。

繰上償還手続きについては、前記「第一部 証券情報 (12) その他 繰上償還手続きのお知らせ」をご覧ください。